

令和5年第4回農業委員会総会議事録

開催 日時	自 13時30分 令和5年4月27日 至 14時25分																																								
場所	壮 警 町 役 場 大 会 議 室																																								
出席 状況	<p>出席委員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 5%;">1</td> <td style="width: 5%;">番</td> <td style="width: 15%;">清 水</td> <td style="width: 15%;">俊 一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>2</td> <td>番</td> <td>岩 倉</td> <td>隆</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠 山</td> <td>恵美子</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>4</td> <td>番</td> <td>岩 倉</td> <td>賢 一</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>5</td> <td>番</td> <td>松 本</td> <td>敏 春</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>6</td> <td>番</td> <td>佐 藤</td> <td>慶 太</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>7</td> <td>番</td> <td>堀 口</td> <td>英 男</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>8</td> <td>番</td> <td>南</td> <td>和 孝</td> </tr> </table> <p>欠席委員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局長 齋 藤 誠 士 ・ 課長補佐 谷 田 部 剛 ・ 主 事 山 田 和 樹 	委員	1	番	清 水	俊 一	委員	2	番	岩 倉	隆	委員	3	番	畠 山	恵美子	委員	4	番	岩 倉	賢 一	委員	5	番	松 本	敏 春	委員	6	番	佐 藤	慶 太	委員	7	番	堀 口	英 男	委員	8	番	南	和 孝
委員	1	番	清 水	俊 一																																					
委員	2	番	岩 倉	隆																																					
委員	3	番	畠 山	恵美子																																					
委員	4	番	岩 倉	賢 一																																					
委員	5	番	松 本	敏 春																																					
委員	6	番	佐 藤	慶 太																																					
委員	7	番	堀 口	英 男																																					
委員	8	番	南	和 孝																																					
議事 日程	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農用地利用集積計画の決定について</p>																																								
備 考	<p>議長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">委員</td> <td style="width: 5%;">2</td> <td style="width: 5%;">番</td> <td style="width: 15%;">岩 倉</td> <td style="width: 15%;">隆</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>3</td> <td>番</td> <td>畠 山</td> <td>恵美子</td> </tr> </table>	委員	2	番	岩 倉	隆	委員	3	番	畠 山	恵美子																														
委員	2	番	岩 倉	隆																																					
委員	3	番	畠 山	恵美子																																					

議 事 録

・令和5年第4回農業委員会総会を宣し、日程第1議事録署名委員2名を指定し、日程第2会期の決定をした後、日程第3事務報告を読み上げた。

議長 南 和孝

日程第4の内、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明

- 1 土地の所在 壮瞥町字●●●●●
地目 公簿 ● 現況 ●
地積 ●●●●●m²の内●●●●●m² 合計●●●●●m²
区分 民地
契約内容 ●●●
目的 壮瞥中学校建替のための敷地として
種地区分 第3種農地
転用計画の内容 壮瞥中学校 ●●●●●m²
グラウンド ●●●●●m²
通路、緑地、多目的広場 ●●●●●m²
合計 ●●●●●m²
所有者 ●● ●●●
転用者 ●● ●●●
申請理由 壮瞥町立壮瞥中学校建替のための敷地として
期間 許可の日から永年

本件は、先月の農業委員会の総会後に町側より建替計画の説明を頂いております。転用面積と場所及び転用の内容につきましては、議案のとおりとなります。

この土地は第1種農地に該当しますが、第3種農地にも該当しており、両方に該当する場合は、第1種ではなく第3種農地と判断することになります。本件は、北海道農業会議への意見聴取が必要となりますが、北海道農業会議より事務手続きの迅速化を図るため、農業委員会において「北海道農業会議への意見聴取を行う」「当該転用事案の整理（農地区分の判断や立地基準・一般基準の確認）」「農業委員会及び農業会議

の判断が「許可相当」で一致した場合に限り、会長専決で許可書を交付する」等、あらかじめ議決しておくことで1度の総会で許可書の交付手続きを可能とする判断が示されておりますので、そのように取扱したいと思えます。

なお、本件は開発行為の許可も必要であり、現在町で北海道（胆振総合振興局）に対し許可申請手続きを行う事（予定）となっております。

農地法第5条の許可と開発行為の許可は双方同日付で許可するという事になっておりますので、開発行為の許可が下りる日を確認した上で農地法第5条の許可書を交付することになりますので、ご承知いただきたいと思えます。なお、議案の後ろに図面等を添付しておりますので、併せてご覧ください。長くなりましたが、説明は以上です。

議長 南 和 孝

只今、事務局長が説明をいたしました、農地法第5条の規定による許可申請について審議するわけですが、ここで暫時休憩を取り現地調査を行うべきと考えますがご意見をいただきたいと思えます。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

現地調査を行うということでよろしいでしょうか。

————— 「はい」という声多数 —————

それでは暫時休憩をとり現地調査を行いたいと思えます。
これについてご異議ございませんか。

————— 「ありません」という声あり —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認めでこれより現地調査を行いたいと思えます。

それでは暫時休憩いたします。

議長 南 和 孝

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど事務局長が説明をいたしました、農地法第5条の規定による許可申請について現地調査を含めですね、みなさんからご意見ご質問伺いたいと思えます。はい、2番岩倉隆委員。

2番 岩倉 隆委員

2番岩倉です。この度の5条申請の事でただ今、全員で現地を確認いたしましたして、前回町側から説明があつて用水路の関係とかありましたけれども新設のフェンスは取り付けられており、あれでうまく対応できるのかなと思ひながらいました。あとですね、隣接地。隣の畑の人とちゃんと説明してやってもらえればいいのかと思ひております。当然農家ですから、爆音機を使うかもしれないし農薬も飛散してくるかもしれませんからそのへんはうまく話しながら説明をしてもらえればいかと思われまふ。今回は学校を建てるといふことで町民もみんな賛成でないかと思われまふ。ですがだんだん農地に近づいておりますのでそのへんも理解してもらえような説明をして推進してもらえればいかと思ひます。以上です。

議長 南 和 孝

今のご意見に対して答弁させまふ。

事務局長

ありがとうございます。隣接地との協議の関係につきましては、農業委員会でそのような発言があつたといふ事を町の教育委員会の方に伝えまふして町の教育委員会の方で説明していただくのか、書類を配るのかはわからないのですがそのようなかたちになるかと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

—————「異議なし」といふ声多数 —————

議長 南 和 孝

他にご意見ご質問ございまふか。

—————「ありません」といふ声あり —————

議長 南 和 孝

無いようなので、農地法第5条の規定による許可申請について北海道農業会議に意見聴取を行い、意見聴取の結果「許可相当」と回答があつた場合は、会長専決で許可書を交付することにご異議ございまふせんか。

—————「異議なし」といふ声多数 —————

議長 南 和 孝

ご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第4の内、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局長説明願います。

事務局長

- ・議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明。

○所有権移転関係

整理番号803

譲渡人 ●●町●●一●●

氏名 ●● ●●

譲受人 ●●町●●一●●

氏名 ●● ●●

土地の表示 壮瞥町字●●●●●
字●●●●●

地目 ● ●●●●m²
● ●●●●m²
計 ●●●●m²

利用目的 ●・●

所有権移転の時期 公告の日

対価 ●●●●円 ●●●●円 合計●●●●円

対価の支払方法 口座振込

対価の支払期限 令和5年7月28日

成立する法律の関係 売買

事務局長

ここで整理番号803号について、補足説明をいたします。

この2筆は、●●氏が所有していた農地で、●●氏の死亡によりお子さん●人が●●年●●月●●日付で相続されました。

その後、●●年●●月●●日付で●●が農業経営基盤強化促進法により購入し、農地保有合理化事業により●● ●●氏が●●年●●月●●日から●年間借りているものです。

今回賃貸借期間が満了となることから、●●が利用集積により●●氏に売却するため今回議案として提出するものです

○利用権設定関係

整理番号804

設定者 ●●町●●一●●

氏名 ●● ●●

経営農用地面積 ●●●●m²

設定地 壮警町字●●●●
 字●●●●
 字●●●●

地目 ● }
 ● } ●●●●m²
 ● } ●●●●m²
 ●●●●m²

設定を受ける者 ●●町●●-●●
 氏名 ●●●●
 経営農用地面積 ●●●●m²
 種類 賃貸借
 内容 ●
 始期～終期 公告の日から令和8年3月31日
 借賃 ●●●●円
 支払方法 年度末口座振込

整理番号805

設定者 ●●町●●-●●
 氏名 ●●●●
 経営農用地面積 ●●●●m²
 設定地 壮警町字●●●●
 字●●●●

地目 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 計 ●●●●m²
 氏名 ●●●●

設定を受ける者 ●●町●●-●●
 氏名 ●●●●
 経営農用地面積 ●●●●m²
 種類 賃貸借
 内容 ●
 始期～終期 公告の日から令和10年3月31日
 借賃 ●●●●円
 支払方法 年度末口座振込

整理番号806

設定者 ●●町●●-●●
 氏名 ●●●●
 経営農用地面積 ●●●●m²
 設定地 壮警町字●●●●
 字●●●●
 字●●●●
 字●●●●
 字●●●●
 字●●●●
 字●●●●
 字●●●●
 字●●●●

地目 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²
 ● ●●●●m²

	字●●●●	● ●●●●m ²
	字●●●●	● ●●●●m ²
	字●●●●	● ●●●●m ²
		● ●●●●m ²
設定を受ける者	●●町●●—●●	氏名 ●● ●●
経営農用地面積	●●●●m ²	
種類	賃貸借	
内容	●	
始期～終期	公告の日から令和10年3月31日	
借賃	●●●●円	
支払方法	年度末口座振込	

事務局長

なお、整理番号803号から806号の計画の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。説明は以上です。

議長 南 和孝

それでは最初に、整理番号803号についてを審議するわけですが、議事に参与することができない委員がおりますので、会議規則第10条の規定により●●委員は議事に参与できないので退場を求めます。暫時休憩いたします。

議長 南 和孝

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは整理番号803号について、ご意見、ご質問を伺います。

————— 「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、整理番号803号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

————— 「異議なし」という声多数 —————

議長 南 和孝

ご異議なしと認め、整理番号803号については、原案のとおり決定いたします。

ただいま整理番号８０３号の審議が終了しましたので、●●委員を復席〔ふくせき〕させます。暫時休憩をいたします。

議長 南 和孝

暫時休憩を閉じ会議を開きます。続きまして、整理番号８０４号から整理番号８０５号についてご意見、ご質問を伺います。

—————「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、整理番号８０４号から整理番号８０５号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、整理番号８０４号から整理番号８０５号については、原案のとおり決定いたします。

続きまして、整理番号８０６号についてを審議するわけでございますが、●●の案件でございますので、会議規則第１０条の規定により議事に参与できませんので退場いたします。暫時休憩いたします。

堀口代理

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

それでは整理番号８０６号について、ご意見、ご質問を伺います。

—————「ありません」という声あり —————

特に発言がなければ、整理番号８０６号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—————「異議なし」という声多数 —————

ご異議なしと認め、整理番号８０６号については、原案のとおり決定いたします。ただいま整理番号８０６号の審議が終了しましたので、●●を復席〔ふくせき〕させます。暫時休憩いたします。

議長 南 和孝

暫時休憩を閉じ会議を開きます。

本日附議された案件は全部終了いたしました。
なお引き続き協議を行います。